

「横浜市駐車場条例取扱基準」の一部改正について 皆様のご意見を募集します。

横浜市駐車場条例（昭和 38 年 10 月 5 日条例第 33 号）第 10 条に規定する交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして、横浜市駐車場条例取扱基準（平成 7 年 6 月 30 日都駐第 32 号。以下「取扱基準」といいます。）第 3 条第 1 項第 2 号別図に、地区計画等^{※1}において駐車場の配置に関する方針が明確に規定されており、当該方針に定められたとおり駐車施設等を設置する場合には、敷地外^{※2}に駐車施設等を設置することを認める区域を定めています。

このたび、みなとみらい 2 1 中央地区において、横浜市まちづくり協議指針となる「みなとみらい 2 1 街づくり協議指針」の見直しにより、地区内の駐車場の配置に関する方針が明確に規定されましたので、取扱基準第 3 条第 1 項第 2 号別図に新たな区域を追加するため、「横浜市駐車場条例取扱基準（以下、「取扱基準」という。）」の一部改正について、市民の皆様への意見公募を行います。

※1：「地区計画等」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 4 に規定する地区計画等、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 4 号）第 12 条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第 4 条に規定する街づくり協議指針等を総称したものです。

※2：附置義務駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりません。建築物の構造又は敷地の位置、規模等により、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合、その他市長が特にやむを得ないと認められた場合には、特例として建築物の敷地からおおむね 300 メートル以内に駐車場を設置することができます。特例を受けた場合、毎年度（工事完了時及び翌年度以降毎年 1 回）、適切に維持管理している状況について、報告しなければなりません。

1 改正の内容

(1) 取扱基準第 3 条第 1 項第 2 号について

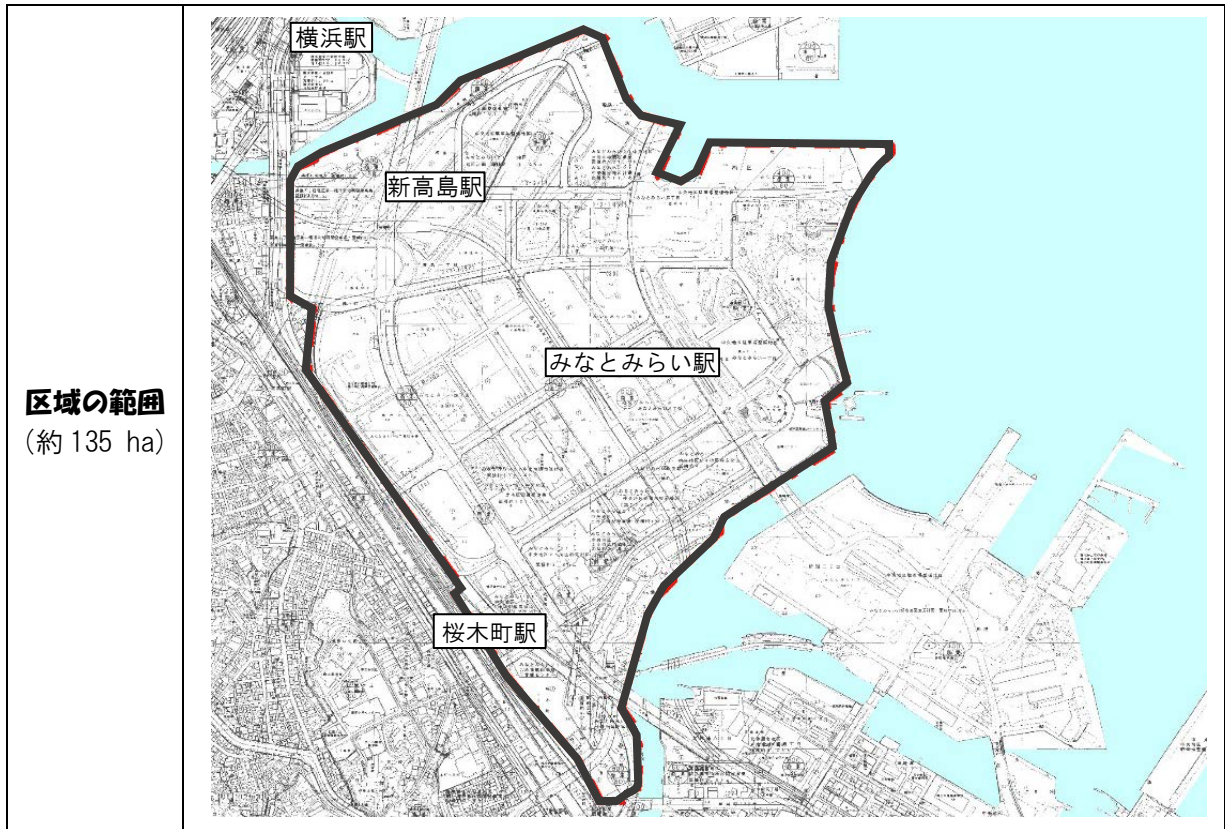
取扱基準

別図に次の区域を追加します

ア みなとみらい周辺

「みなとみらい 2 1 街づくり協議指針」の協議区域に示す範囲

追加する区域： 



※地区計画等における駐車場の配置に関する基準等に合ったものについてのみ敷地外駐車場を認めるものとします。

《参考 URL》

- ◆横浜市駐車場条例取扱基準（「附置義務駐車施設等の設置基準について」）
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/parking/gimu/sassi.html>
- ◆みなとみらい21街づくり協議指針（抜粋：「駐車場共同利用化に関する指針」）
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/parking/koubo/h29mmkijun.html>
- ◆みなとみらい21街づくり協議指針（全体版）
<https://www.ymm21.jp/div/basic-agreement.html>

2 意見公募要領

この改正案に対する、市民の皆様のご意見の提出方法などについては、以下のとおりです。

■ 意見公募期間

平成29年8月31日(木) から 平成29年9月29日(金) まで

■ ご意見提出方法

「意見提出用紙」に記入し、以下のいずれかの方法により、

横浜市 都市整備局 都市交通課 駐車場担当 宛 にご提出ください。

（詳細：<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/parking/koubo/h29koubo.html>）

※なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねます。あらかじめご了承ください。

- ① 電子メール の場合 → 【電子メールアドレス】 tb-parking@city.yokohama.jp
※メール件名に「横浜市駐車場条例取扱基準の改正に関する意見公募」と表記ください。
- ② 郵 送 の場合 → 【宛先】 〒231-0017 横浜市中区港町1-1
横浜市 都市整備局 都市交通課 駐車場担当 宛
- ③ F A X の場合 → 【FAX番号】 045-663-3415
- ④ 窓 口 持 参 の場合 → 【窓口】 市庁舎6階 **都市整備局 都市交通課 駐車場担当の窓口**
※開庁時間：8時45分～17時15分（12時～13時及び土日祝を除く）

■ お問合せ先

横浜市 都市整備局 都市交通課 TEL. 045-671-3853

注意事項

- (1) いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点がある場合等の連絡・確認といった、本改正案に対する意見公募に関する業務にのみ使用します。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）」に従い、適切に取り扱います。